

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案 5 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 6 号 横手市児童館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「児童館を払い下げする際の改修費として 200 万円が上限となっているが、いつ、どのように決められたのか」との質疑に対し、当局より、「集会施設整備費補助金制度を基準にしている。平成 29 年に開催した児童館払い下げの説明会でも、そのように説明している」との答弁がありました。

これについて、委員からは、「当時と比べ、改修費の単価、資材価格等が上がっているほか、施設の状況もひどく壊れているものから、手を加える必要のないものまで様々である。一律 200 万円ではなく、地域の方が納得するようきめ細かい対応をしていただきたい」との意見がありました。

このほか、「地域における児童の遊び場確保の課題」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 7 号 横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「他の自治体が、ふるさと納税制度などを活用した子どもの国保税均等割軽減制度を設けているように、横手市独自の軽減制度は検討されているのか」との質疑に対し、当局より、「平成 30 年の国保制度改革以降、県の見解では、均等割を軽減するための一般財源の持ち出しは法定外繰入にあたり、原則できない、という厳しいものとなっている。しかし、全国的には実施している例もあり、もう一步踏み込んで検証したい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 16 号 権利の放棄について（空家等の緊急安全対策措置費用）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「市に対する空き家解体の相談はどの程度あるのか」との質疑に対し、当局より、「市で空き家を解体してほしいという相談は年に数件あるが、基本的に空き家は所有者が管理するのが大原則であり、所有者がいる空き家の解体は対応できないと回答している。今回は、所有者に資力がなく、危険が迫っていたため緊急安全措置で対応したものである。なお、解体補助金の相談は、今年度は 80 件ほどとなっている」との答弁がありました。

また、「所有者がいない空き家で、危険が差し迫っていて、すぐにでも解体しなければならない空き家を把握しているのか」との質疑に対し、当局より、「4 月以降、特定空家等の認定候補となる空き家のうち、相続人がいない物件の情報として 6 件把握している。建物の状態が一つひとつ異なるため、日々パトロールを行っており、今後も優先順位をつけながら対応していきたい」との答弁がありました。

このほか、「必要に迫られてからでは遅いので、市民に危険が及ばないよう早めの対応をお願いしたい」との意見がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 17 号 権利の放棄について（医療費個人負担金）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 18 号 権利の放棄について（医療費個人負担金）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今後も同様のケースが増えてくるものと予想されるが、ケアマネジャーやケースワーカーはどのように関わっているのか。何のための地域包括ケアシステムなのか、具体的な対策について関係者が一緒になって考えていくべきと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「今回のようなケースは、医療費だけでなく様々な借金を抱えている場合が多い。市の福祉担当、病院、入所施設間では、連絡を取り合っており、必要に応じて弁護士に債務整理を依頼す

るなど、連携して対応しているので、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案4件、陳情2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第3号 横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「条例中にBizサポートよこてに対する使用料が規定されていないのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「Bizサポートよこての利用者は不特定多数の方ではなく、起業を志すなどの限られた方になるため、この施設は地方自治法に定める公の施設ではない。同法第225条の規定により、使用料を徴収するためには公の施設であることが前提条件となるため、使用料としての徴収はできず、事業に要する経費の一部を利用者から負担金としていただく形としたことから、条例での規定はしていない」との答弁がありました。

また、「Bizサポートよこてが公の施設ではないとする理由の詳細を伺う。また、公の施設でないとするならば、この条例の使用の許可、制限などのその他の規定は適用されないのか」との質疑に対し、当局より、「公の施設とは、地方自治法第244条第2項において普通地方公共団体は正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならないとされていることから、基本的に市民であれば誰でも利用できるというものになる。これに対し、このBizサポートよこては特定の要件を満たす事業者が事前に利用登録をしてから利用するものであって、これ以外の市民の一般的な利用ができないことから、公の施設ではないと判断した。また、公の施設ではないことから、この事業の詳細な部分は要綱で定めることとし、この条例のその他の規定は適用されない」との答弁がありました。

これについて委員からは、「今回のBizサポートよこては、公の施設であるY²ぷらざの一部を改修し実施するものであり、施設全体が公の施設であるため、その部分も公の施設と捉えるべき」という意見や「地方自治法の解説では、住民全部を対象とするものでなくても、合理的に一

定の範囲に限られた住民であっても公の施設として良いとされている。また、公の施設としないことは、条例制定権を拡大する地方分権一括法の趣旨にも抵触し、さらには条例の規定が適用外となることで建物内での事故による訴訟などが起きた場合、大きな問題となることが懸念される。このことから、「Bizサポートよこては公の施設とし、条例で使用料を定めるべき」との意見がありました。

本案については、質疑終了後に休憩し、委員間討議を行いました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 公の施設の利用に関する協議について（西和賀町水道施設）については、「地元住民への事業内容の説明状況」や「基本協定締結までの今後のスケジュール」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 市道路線の廃止について（3路線）及び、議案第20号 市道路線の認定について（22路線）の2件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「廃止路線については、現状道路として機能しておらず地域住民に影響はないとのことだが、このような市道の実態について、どの程度把握されているのか」との質疑に対し、当局より、「実態の詳細については、把握しきれていない。今回は、橋りょうの点検がきっかけとなり判明したため、今後も点検等の際に市道の実態を合わせて確認していきたい」との答弁がありました。

議案2件について討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情4第2号「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書、及び陳情4第3号 最低賃金の改善にあたり、「中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の2件については、一括議題にして審査いたしました。陳情2件について、意見は

なく、討論では、鈴木勝雄委員から、陳情2件に賛成の立場で、「現在、格差社会とも言われているとおり、コロナ禍と物価上昇等で所得の低い方ほど困窮している。こういうときこそ、物価に対応するような賃金の引き上げが必要だと思う」との討論がありました。

陳情4第2号は起立採決の結果、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。また、陳情4第3号は起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案9件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第4号 横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「保育業務にあたる職員に手当が支給されるとのことだが、該当する職員は何人いるか。また、財源はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「該当する職員は19名である。国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に伴う改正であり、9月分までは交付金が交付される。また、10月以降は地方交付税に算入される予定である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 横手市都市公園条例の一部を改正する等の条例については、「旧横手公園スキー場の跡地利用」や「跡地を含めた市の土地の管理」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 横手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「奨学金については、横手市以外の団体等が行っている奨学金制度も充実しているようである。市の制度改正について、学校に対してもっとPRすべきと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「これまでも市報やホームページでお知らせするとともに、市内の高校や中学校へチラシを配布していたが、今回の改

正にあたり、周知については各学校へ直接出向き、より丁寧に説明していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 10 号 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「廃止となる雄物川テニスコートの跡地利用について検討しているのか」との質疑に対し、当局より、「検討段階ではあるが、短期的には雪押し場や臨時駐車スペースとしての使用を考えている。中長期的には、近隣公共施設との一体的な敷地利用の中で具体策を検討していくことになる。FM計画では、雄物川体育館は6年以内に改修を検討する施設になっており、あわせて検討していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 11 号 辺地に係る総合整備計画について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「10億8,000万円ほどの事業費になっており、辺地対策事業債を活用しても、市は2億円程度の持ち出しとなる。この整備によってどのように市民に利益がもたらされるのか」との質疑に対し、当局より、「天下森スキー場は、市の唯一のスキー場であり、この整備により狙半内地域の活性化と市全体のスポーツ事業に資するものであると考えている」との答弁がありました。

また、「かつて議会報告会で、辺地の区域である狙半内地域の方と意見交換したが、道路改修要望が多かった。計画では市道整備も予定されているが、その内容は。また、今後地域要望などを踏まえた計画の変更はあり得るのか」との質疑に対し、当局より、「今回の整備計画は、あくまでも天下森スキー場及びその周辺施設とそれに通じる市道であり、スキー場にのぼっていくところからスキー場駐車場までの約520mの拡幅等を予定している。計画変更については、次年度以降の事業実施状況を確認しながら検討していくこととなるが、仮に新たな事業を加えることになった場合は、計画の変更議案を議会に提案することになる」との答弁

がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（天下森スキー場）、議案第 13 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（天下森ふれあい農園）及び議案第 14 号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（地域ふれあい施設たかね）の 3 件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定期間を 1 年延長したいということだが、スキー場の整備は令和 8 年度完成となっている。1 年延長することの意味は何か」との質疑に対し、当局より、「スキー場のヒュッテやそのランニングコストを含め、整備が完成して初めて指定管理料の算定が可能となる。そちらが固まらないうちは、1 年延長を繰り返すしかないと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 委員長報告(令和3年度補正予算関係)

今定例会において、予算決算委員会に付託になりました議案23件のうち、ただいま議題となりました議案8件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第21号 令和3年度横手市一般会計補正予算(第13号)、議案第22号 令和3年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第23号 令和3年度横手市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第24号 令和3年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)、議案第25号 令和3年度横手市財産区特別会計補正予算(第1号)、議案第26号 令和3年度横手市病院事業会計補正予算(第4号)、議案第27号 令和3年度横手市水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第28号 令和3年度横手市下水道事業会計補正予算(第3号)の議案8件については、3月1日に予算決算委員会を開催し、厚生、産業建設、総務文教の3つの分科会に、それぞれの審査を委嘱いたしました。

各分科会の審査は、3月14日に行われました。

各分科会での審査を経て、昨日開催した予算決算委員会における各分科会長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものでありました。

議案8件について、質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第21号については、起立採決を行い、起立全員でありました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

予算決算委員会 委員長報告(令和4年度当初予算関係)

今定例会において、予算決算委員会に付託になりました議案23件のうち、ただいま議題となりました議案14件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第29号 令和4年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて、議案第30号 令和4年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて、議案第31号 令和4年度横手市一般会計予算、議案第32号 令和4年度横手市国民健康保険特別会計予算、議案第33号 令和4年度横手市後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 令和4年度横手市介護保険特別会計予算、議案第35号 令和4年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算、議案第36号 令和4年度横手市市営温泉施設特別会計予算、議案第37号 令和4年度横手市土地区画整理事業特別会計予算、議案第38号 令和4年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算、議案第39号 令和4年度横手市財産区特別会計予算、議案第40号 令和4年度横手市病院事業会計予算、議案第41号 令和4年度横手市水道事業会計予算、及び議案第42号 令和4年度横手市下水道事業会計予算の議案14件については、3月1日に予算決算委員会を開催し、厚生、産業建設、総務文教の3つの分科会に、それぞれの審査を委嘱いたしました。

各分科会の審査は、3月14日及び15日に行われました。

各分科会での審査を経て、昨日開催した予算決算委員会における各分科会長の報告は、議案第31号 令和4年度横手市一般会計予算については、厚生分科会及び総務文教分科会長報告では原案のとおり可決すべきもの、産業建設分科会長報告では否決すべきものでありました。

この議案第31号を除く、議案13件については、いずれも原案のとおり可決すべきものでありました。

また、各分科会長報告を受け、それを踏まえて市長に対し、3名が総括質疑を行ったところであります。

議案14件について、質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第31号、第32号、第33号、第34号、第35号、第36号、第40号、第41号及び第42号の9件については、それぞれ起立採決を行い、議案第31号は起立多数、ほか8件はいずれも起立全員でありました。

以上をもちまして報告を終わります。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

予算決算委員会 委員長報告(令和4年度補正予算関係)

今定例会において、予算決算委員会に付託になりました議案23件のうち、議案第44号 令和4年度横手市一般会計補正予算(第1号)について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案については、3月11日に予算決算委員会を開催し、厚生、産業建設、総務文教の3つの分科会に審査を委嘱いたしました。

各分科会の審査は、3月15日に行われました。

各分科会での審査を経て、昨日開催した予算決算委員会における各分科会長の報告は、厚生分科会及び総務文教分科会長報告では原案のとおり可決すべきもの、産業建設分科会長報告では否決すべきものでありました。

本議案に対しては、菅原正志委員ほか6名より修正案が提出されました。

修正の内容は、歳出では、7款1項2目商工業振興費のうち、地方創生臨時交付金事業にかかる事業費のうち、プレミアム付商品券事業分3億6,800万円を減額し、歳入では、15款2項1目総務費国庫補助金から3億2,630万8,000円を、また、19款2項1目財政調整基金繰入金から4,169万2,000円を減額しようとするものでありました。

分科会長報告及び修正案に対して、質疑はありませんでした。

修正案に対する討論では、小野正伸委員より、賛成の立場で、「今回の補正予算の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業は、感染症の影響により停滞している市内経済の回復を支援するために様々なメニューが用意されていることは大いに評価されるころではあるが、その大半を占めるプレミアム付商品券事業は非常に不公平感を感じるのである。臨時交付金の使い道は、各自治体の独自性が尊重されているものと思うが、抽選によって特定の世帯が大量に買えるような仕組みは、どうしても納得がいかない。プレミアム分の何倍もの経済効果があるとの事だが、抽選で外れた方はどうなるのか。また、必ずしも、すべての世帯が買える訳ではないと思う。先の12月議会では子育て世帯への特別給付金を所得制限なしで一般財源も活用し、全世帯へ支

給していただいた。今回、限られた財源を市民の皆さんが平等に享受するとなると、プレミアムの割合が少なくなるかもしれないが、お隣の美郷町などでは大変喜ばれているとの話をたくさん伺っている。また、折しもロシアのウクライナへの侵攻により、世界情勢も非常に不安定となり、ガソリン価格の高止まりや食料品の相次ぐ値上げなど、大なり小なり市民生活には、影響がボディーブローのようにじわじわと効いてきている。一日も早いコロナの終息を願いながら、こんな時こそ、「本当に横手市に住んでいて良かった」と言われるような、すべての横手市民の皆さんに光が当たるような事業の再構築を切に願うことから、補正予算の減額に対する修正案に賛成する」との討論がありました。

修正案については、起立採決の結果、起立多数により、可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正可決した部分を除く原案について起立採決を行った結果、起立全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。